

幸手市高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画を策定しました

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8444・FAX(43) 5600

市では今後3年間に必要な介護サービスの見込み量やサービスの確保方法などを計画した「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(平成30～32年度)を策定し、これに基づき65歳以上の人の介護保険料を新たに決定しました。

基本理念

一人ひとりが手を取り支え合い、
住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 幸手

- 基本目標 1 日常生活を支える地域づくり
基本目標 2 健康づくり・介護予防の基盤づくり
基本目標 3 安心できる生活の基盤づくり
基本目標 4 介護・福祉サービスの充実
基本目標 5 在宅医療・介護連携の推進
基本目標 6 介護保険制度の円滑な推進

平成30～32年度介護保険料(基準額)

年額 54,100 円 [56,400 円]
月額 4,509 円 [4,700 円]

※〔 〕内は、前計画(平成27～29年度)における介護保険料(基準額)

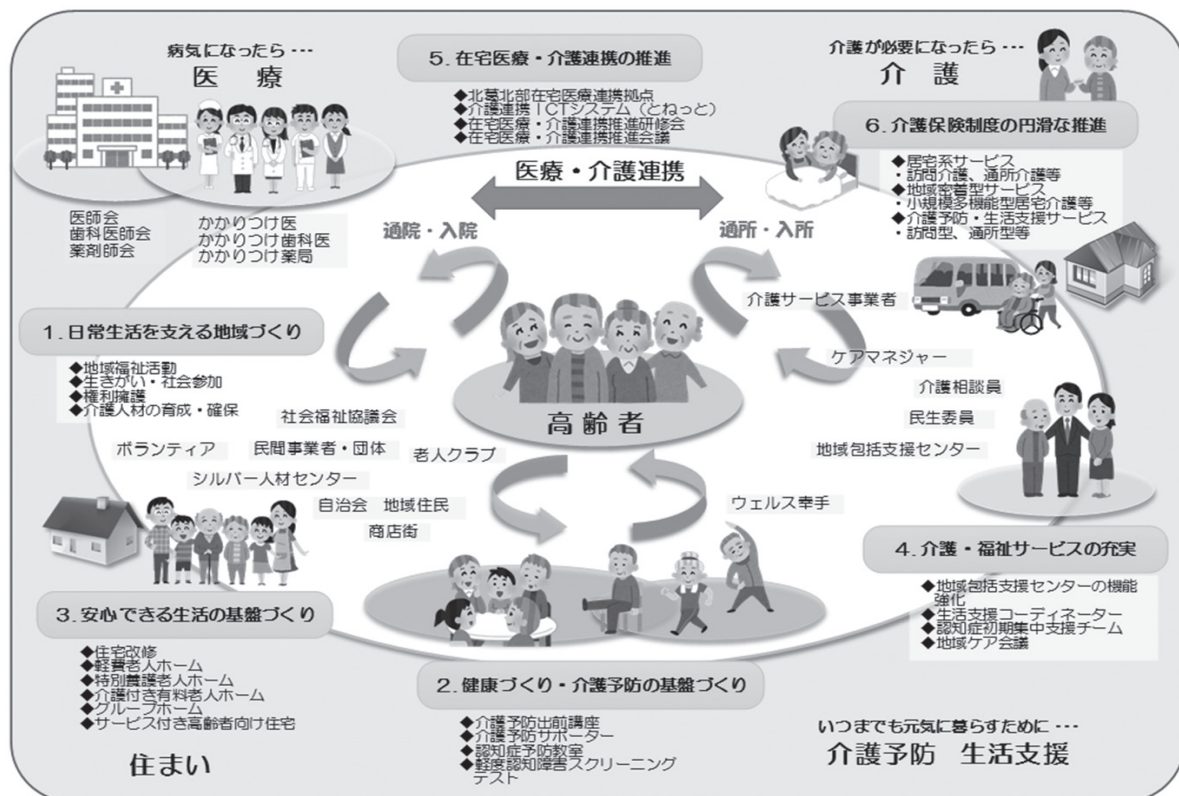


この計画では、地域包括ケアシステムの充実、在宅医療と介護の連携及び認知症の早期発見・早期支援等を図るうえで、地域社会の中で、世代を超え、地域住民が共に支え合う仕組みづくりを進め、めざすべき将来像とその達成のための基本理念を定めています。

地域包括システムとは

…地域住民に対する医療・介護・福祉などのサービスを関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する体制のこと。

【幸手市の地域包括ケアシステム】



本計画の策定にあたり、市民等を対象とした意識調査やパブリックコメント、介護保険運営協議会を含め、多くのみなさんからご意見をいただき、ありがとうございました。

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画は介護福祉課(ウェルス幸手内)、老人福祉センター、図書館、市ホームページ (<https://www.city.satte.lg.jp/>) から閲覧できます。

住宅リフォーム費用の一部補助

市では、市内の施工業者または設計業者に発注し、住宅リフォームをする場合に、その費用の一部を補助します。前期・後期に分けて受け付けします。

▼対象 つぎのすべての要件に該当する人

- ①市内にある住宅(共同住宅の場合は専有部分)に居住している
- ②市税や市の各種貸付制度において滞納がない
- ③対象工事が市のほかの助成制度による補助を受けていない
- ④対象住宅が過去にこの補助を受けていない

▼対象工事・設計 設計・工事費が200,000円以上(税抜き)で、平成30年4月1日以降に着工・着手し、平成31年2月28日までに完了するもの

※工事・設計が、すでに完了しているものは対象外

※市内施工業者・設計業者に発注したものが対象

- ・改築工事 住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
- ・増築工事 住宅部分の床面積を増加させる工事
- ・修繕・模様替え 住宅本体の修繕、模様替え
- ・設備工事 台所、浴室、洗面所、暖房・給湯機・省エネルギー設備
- ・公共下水道への接続工事 宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事

※工事を伴わない物置やインテリア機器などの物品の購入は対象外です。また、住宅の耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度があります。

▼補助額 工事、設計費(税抜き)の5%相当額

※1,000円未満切捨て。100,000円を上限とし、予算の範囲内で申込み順

▼申込み 見積書と市税の完納証明書(税務課で発行)を持参の上、建築指導課窓口へ

前期／4月10日(火)から

※4月10日(火)は市役所第二庁舎1階第5会議室、11日(水)以降は第二庁舎1階建築指導課窓口で受け付け

後期／9月11日(火)から

問合せ 建築指導課 ☎(43) 1111 内線 572・FAX(43) 7656

住宅用太陽光発電システム設置に対する補助

市では、自然エネルギーを利用した太陽光発電システムを市内の戸建て住宅に設置する場合に、その費用の一部を補助します。

▼対象 申請時において市内に住所を有し、自らが現に居住し、または居住しようとする住宅に初めて太陽光発電システムを設置し、つぎのすべての要件に該当する人

- ①平成30年4月1日以降に工事契約を締結し、平成31年2月28日までに工事が完了するもの
- ②工事着工前に申請しているもの
- ③市税などの滞納がない
- ④対象住宅や敷地が関係法令に違反していない
- ⑤対象工事が市のほかの助成制度による補助を受けていない

※つぎに該当するものは対象外

- ①賃貸住宅および集合住宅
- ②太陽光発電システムが設置されている住宅を購入する場合
- ③法人が申請する場合

▼太陽光発電システムの条件

電力会社と電灯契約を締結し、系統連結をしていること、また、一定の認証、性能保証が確保されている未使用品を使用すること

▼補助額 太陽光発電システム1Kwあたり20,000円

※80,000円を上限とし、予算の範囲内で申込み順

▼申込み 4月12日(木)から交付申請書に下記添付書類を添え、直接環境課窓口へ(郵送不可)

▼添付書類

- ①工事内訳が明記された契約書または見積書の写し
- ②設置工事着手前の現況写真
- ③設置する場所の略図
- ④発電システムの形状、規格などを示すカタログ
- ⑤市税等の未納がないことを証する書類

※代理人による提出は可能ですが、交付申請書は必ず申請者(設置者)本人が記入してください。

問合せ 環境課 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226

合併処理浄化槽設置費用の一部補助

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、その費用の一部を補助します。

▼補助対象者

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽(10人槽以下)へ転換する人

※建築確認を必要とする新築、増築および改築は対象外

▼補助対象地域

公共下水道の計画区域および農業集落排水事業の採択地区を除く市内全域

▼補助限度額

	単独処理浄化槽からの転換	くみ取り便槽からの転換
5人槽	637,000円	592,000円
7人槽	691,000円	646,000円
10人槽	781,000円	736,000円

問合せ 環境課 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226

浄化槽の維持管理

浄化槽がその機能を十分に発揮するためには、適正な維持管理が必要です。

維持管理には、清掃・保守点検・法定検査の3つがあり、それぞれ決められた時期に決められた回数行うことが必要です。

きれいな水環境を守るため、一人ひとりが適正な維持管理を心がけましょう。

▼申込み

設置工事の着手前に所定の申請書(環境課窓口で配付)を直接環境課窓口へ(郵送不可)

※補助件数には限りがあります。

※そのほかの条件により、補助の対象とならない場合があります。